

厚生労働大臣が定める掲示事項等

<外来化学療法を受けられる方へのご案内>

当院では、安心・安全な化学療法の実施を推進する観点から、以下の措置を講じています。

- 専任の医師、看護師が院内に常時配置され、外来化学療法を継続している患者さんからの緊急時の相談に24時間対応できる体制が整備されています。
- 急変時に入院できる体制を確保しています
- 実施する化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。